

2024年12月4日

(市町村宛)

京都府保険医協会  
理事長 鈴木 卓

## 国民健康保険制度における2024年12月2日以降の 保険医療機関での資格確認等についての要請

平素より市民の医療保障推進にご尽力賜りますこと、心よりお礼申し上げます。

さて、国のすすめる「健康保険証廃止」は人々の生存権・健康権保障に「申請主義」に持ち込み、国・自治体の公的責任を大きく後退させるものです。のみならず保険証廃止を梃にしたマイナンバーカードの普及は、国・企業による個人情報の収集・利活用を主目的としています。日本には自己情報コントロール権を保障する法律が存在せず、深刻な人権侵害が懸念されます。一方、府民は保険証廃止に不安を抱き、正しい情報が把握できない状況です。私たち保険医療機関もオンライン資格確認義務化により、人手と時間をとられ、甚大な不利益を被っています。こうした事態を受け、貴職におかれまして市民の医療保障を後退させないよう、下記について速やかに実施いただくことをお願い申し上げます。

### 記

1. 健康保険証の新規発行の復活を国に求めていただきたい。
2. 2023年4月からの保険医療機関に対する「オンライン資格確認」の原則義務化を定めた療養担当規則（保険医療機関及び保険医療養担当規則）及び掲示事項等告示（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等）における規定をすべて撤廃するよう国に求めていただきたい。
3. 2023年6月に国会成立した改正国民健康保険法における資格確認書の「申請主義」規定を撤廃するよう国に求めていただきたい。
4. 健康保険証廃止が強行されたことで、以下のように取り扱い、市民の受療権後退を防止していただきたい。
  - (1) 国民健康保険被保険者に対しては「マイナ保険証」保持の有無にかかわらず、全員に資格確認書を無条件交付すること。
  - (2) 国民健康保険法第五十四条の三(特別療養費)にかかる取り扱いは行わないこと。また「療養費払い資格確認書」は交付しないこと。
  - (3) 行政として「マイナ保険証」を作らなくとも資格確認書が交付されること、2024年12月1日までに交付された健康保険証は最大1年間使用できること、既に「マイナ保険証」の交付を受けた被保険者についても、紐づけが解除できること等を市民に対し広く周知すること。
5. 国に対し、人権としての自己情報コントロール権を法制化するよう求めていただきたい。

以上